

○泉崎村特別支援教育就学奨励費交付要綱

平成17年4月1日教育委員会訓令第23号

(趣旨)

第1条 この要綱は、泉崎村立の小学校及び中学校の特別支援学級に在籍する児童及び生徒の保護者の経済的負担の軽減を図り、もって障害児教育の振興に資するため、特別支援教育就学奨励費（以下「就学奨励費」という。）の支給を行うことについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 保護者 泉崎村立の小学校及び中学校の特別支援学級に在籍する児童及び生徒の保護者（子女に対して親権を行う者、親権を行う者のないときは未成年後見人をいう。）。ただし、生活保護法（昭和25年法律第144号。以下「法」という。）第13条の規定による教育扶助を受けている児童・生徒又は泉崎村就学援助費交付要綱（平成17年泉崎村教育委員会訓令第22号）第5条の規定により準要保護児童・生徒の認定を受けている者の保護者を除く。
- (2) 収入額 特別支援学校への就学奨励に関する法律施行令（昭和29年政令第157号）第2条の規定により文部科学大臣が定める算定方法の例により算定した保護者の属する世帯の収入の額をいう。
- (3) 需要額 法第8条第1項の規定により厚生労働大臣が定める基準の例により測定した保護者の属する世帯の需要の額をいう。

(経費の種類)

第3条 就学奨励費の経費の種類は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 学用品費
- (2) 通学用品費
- (3) 校外活動費（宿泊を伴わないもの）
- (4) 校外活動費（宿泊を伴うもの）
- (5) 新入学児童生徒学用品費
- (6) 修学旅行費
- (7) 学校給食費
- (8) 通学費

(支給区分)

第4条 就学奨励費の支給区分は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 収入額が需要額の2.5倍未満の保護者

前条第1号から第7号までに掲げる経費

(2) 収入額が需要額の2.5倍以上の保護者

前条第8号に掲げる経費

(支給額)

第5条 就学奨励費の支給額は、毎年度国の定める特別支援教育就学奨励費補助金補助対象経費の額に準ずるものとする。

(申請)

第6条 就学奨励費の支給を受けようとする保護者は、次の各号に掲げる書類を当該児童生徒の在籍する学校の校長を通じて、教育長に提出しなければならない。

(1) 特別支援教育就学奨励費に係る収入額・**需要額調書** (別紙様式)

(2) 源泉徴収票、村民税・県民税特別徴収額個人(納税者)通知書、村民税・県民税納税通知書又は所得証明書のうち、いずれかの書類(ただし、世帯の収入額が第4条第2号に該当すると自ら認める保護者を除く。)

(3) その他教育長が必要と認める書類

(支給決定)

第7条 教育長は、前条の申請を受理したときには、その内容を審査のうえ支給の適否及び区分を決定し、校長を通じて保護者に通知するものとする。

(決定の取消し)

第8条 教育長は、就学奨励費の支給を受けている保護者が、第2条第1号ただし書に規定する保護者に該当することになったときは、当該支給決定を取消すものとする。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。